

巻頭エッセイ

新しい年を迎えて



一般財団法人 民事法務協会 会長 内田 貴

「民事法務」の読者の皆様、明けましておめでとうございます。

昨年は、依然として新型コロナウイルスの影響が大きい一年となりましたが、その一方で、感染拡大第7波以降においては、以前のような行動制限が執られることなく、感染拡大防止策を講じながらも、社会経済活動を維持していこうとするウィズコロナへの方向転換が図られ、少しずつではありますが、日常生活に賑わいが戻り始めているようにも感じられる一年でした。

また、ロシアによるウクライナ侵攻、これに起因する諸物価の高騰、記録的な円安の進行、安倍元首相が銃撃され凶弾に倒れるといった、大きなニュースが数多く報じられ、激動の一年であったようにも思います。

ところで、当協会は、民事法務制度の更なる発展と円滑な運営に寄与していくという、当協会に与えられた使命を着実に果たすため、それぞれの事業において直面する様々な課題に対して、真摯に、そして積極的に取り組んでまいりました。当協会の三つの柱となる事業の現状と課題について触れたいと思います。

いわゆる乙号事務の受託事業につきましては、東京法務局、水戸地方法務局、前橋地方法務局及び甲府地方法務局管内の全ての登記所において受託しており、現在2年が経過したところでありますが、いずれも

おおむね順調に事業が行われています。本年は、次期の乙号事務の一般競争入札に向けた入札説明会が各法務局において計画される予定であり、これを受けて当協会の提案書提出等の事務手続が進められることとなりますので、引き続き、この入札に向けた準備作業を進めてまいります。

次に、登記情報提供事業につきましては、昨年4月から、所管する部の名称を「業務部」から「電子情報事業部」に変更するとともに、部内に新たに「研究室」を設置しました。研究室においては、主に登記情報提供サービスの更なる利便性の向上を図るための調査研究が進められており、その研究成果が期待されるところです。また、主要業務である登記情報提供サービスにつきましては、昨年10月1日から利用時間の延長・拡大が図られ、平日は午後11時まで、休日は午前8時半から午後6時まで利用できるようになりました。当協会では、引き続き、登記情報提供サービスを適正・円滑に運用していくとともに、利用者の皆様のニーズを的確に把握し、より使いやすいシステムとなるよう努めてまいります。

成年後見事業につきましては、社会貢献をキーワードに、資力の多寡にかかわらず、成年後見制度の利用を必要とする方々がおられれば、積極的に成年後見人等を受任し、成年後見制度の利用促進に寄与することを

方針に掲げ、これまで取り組んできておりますが、他方において、収支面においては厳しい状況にありますので、事務処理の効率化・能率化の方策についての検討や、施設等への訪問を通じて当協会の法人後見としての活動状況を広く知ってもらうためのピーアールについても、積極的に取り組んでいるところです。当協会が行う法人後見は、法律及び社会福祉に関する専門知識と経験のある職員がチームとなって対応し、質の高いサービスを提供することで、多くの信頼を得てきました。引き続き、その強みを最大限に活かし、法人後見としての実績づくりに努めてまいりたいと思います。

このように、当協会は、今後の更なる充実と発展を目指し、職員が一丸となって各事業に取り組んでいく所存でありますので、引き続き皆様のご支援をお願い申し上げます。

ところで、ここで、当協会の「ロゴマーク」についてご紹介したいと思います。当協会が令和3年7月1日をもって創立50周年を迎えたことを機に、その記念事業の一環として、当協会の活動やイメージを広く内外にアピールするため、「ロゴマーク」を制定することとしました。ロゴマークを協会職員から募集したところ、60点近い作品の応募がありました。そこで、ロゴマーク選考委員会を設置して、厳正な審査を行った結果、以下の2作品がロゴマークに選定されました。当初は、1点のみを選定する予定でしたが、この2点が審査委員の得点が全く同じになったことから、敢えて1点に絞るという選択をしないで、雰囲気異なる2点の場合に応じて使い分けるという前提で採用したものです。残念ながら、本誌の中では、ロゴマークの色彩まではお伝えすることができませんが、今後は、広報媒体や当協会のウェブサイト、名刺、出

版物、各種事業等で広く活用を図っていきたいと考えています。

ちなみに、デザインコンセプトを紹介すると、デザインAは、「あらゆる制度と、その施行で人々の豊かな生活と権利が守られているさまを表現している。制度を介しているものの、その支援には人が関わり、そして問題の先には同じような人がある。そういった根本的なことを念頭に置いたデザインとなっている。当協会が所管する各業務を通じて人々の生活が守られる印象がインストールされている。」というものです。

他方、デザインBは、「人々の権利と生活を守るため、解決すべき問題に真摯に向き合っている様子を表現している。どんな問題であっても、向き合っているのはあくまでも『人』であり、顔と顔を突き合わせて手を取り合うように支え合う印象をプラスしている。また、問題解決後には、人々が社会に対して羽ばたいて行けるよう、国民の皆様と民事法務協会が片方ずつの羽を作り出すさまをデザインに落とし込んでいる。民事法務協会の『M』、人の造形、そして蝶の姿が複合的に表わされている。また、紫色で法律関係を、青色で透明性を表現し、その調和が図られていくさまが表わされている。」というものです。

当協会においては、現在、ホームページの全面リニューアル作業を行っており、本年4月頃には新しいホームページへ移行する予定です。そちらでは、新しく制定した「ロゴマーク」を使用することとしていますので、その際には、デザインだけでなく、その美しい色彩についても、ぜひご覧いただけたらと思います。

最後になりましたが、本年が皆様にとって良い年となりますよう、お祈り申し上げます。

デザイン A



一般財団法人
民事法務協会

デザイン B



一般財団法人 民事法務協会